

監査委員公表 第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

令和2年4月28日

鹿屋市監査委員	大 蘭 純 広
同	池 田 潤
同	東 秀 哉

1 監査の対象

市長公室

政策推進課、地域活力推進課

総務部

総務課、情報行政課、財政課（財産活用推進室、契約検査室）、税務課、収納管理課

市民生活部

生活環境課（衛生処理場）、市民課（大始良・高須・花岡・高隈出張所）、安全安心課、市民スポーツ課（国体推進室）

保健福祉部

福祉政策課、子育て支援課、高齢福祉課（地域包括支援センター）、健康保険課、健康増進課

上下水道部

業務課、工務課、下水道課（下水処理センター）

出納室

監査委員事務局

公平委員会事務局

2 監査の期間

令和2年1月10日から令和2年2月13日まで（12日間）

3 監査の対象及び範囲

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、諸帳簿、関係書類等の抽出による突合を行い、一部現地調査及び関係職員の説明を求めながら、都市監査基準に準拠して実施した。

※ 都市監査基準は、全国の市等の監査委員で構成される全国都市監査委員会が、地方自治法、地

方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員により行う監査等の実施、報告等に関して基本事項を定めたものである。

5 監査の執行者

鹿屋市監査委員 大藪 純広

同 池田 潤

同 今村 光春（3月19日まで）

6 財務監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 収入科目について

地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、収入金を徴収しようとするときは、科目は誤っていないかなどの事項を調査し、徴収の決定をしなければならないとされているが、歳入科目を誤って処理している状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

（市長公室 地域活力推進課、総務部 総務課、市民生活部 生活環境課）

(2) 調定について

地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、次のような事例があった。

ア 調定日を補助金交付の決定通知及び契約書等の締結日で処理していない状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

（市民生活部 市民課、安全安心課、保健福祉部 福祉政策課）

イ 保育料（276,529,590円）を重複して調定し、調定の取消しをしていない状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

（保健福祉部 子育て支援課）

(3) 支出科目について

地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、支出負担行為をするときは、所属年度、会計区分、支出科目に誤りがないかなどの事項に留意して行わなければならないとされているが、歳出科目を誤って処理している状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

（保健福祉部 福祉政策課）

(4) 歳出予算流用等について

鹿屋市予算規則によると、予算は、その成立の趣旨に従い、計画的かつ効率的に執行されなければならないとされ、また、鹿屋市契約規則によると、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならないとされているが、市民交流センター情報プラザ事業において、歳出予算流用を遡及して流用しているが、賃貸借契約を締結することなく事業を行っている状況が見受けられた。

鹿屋市予算規則及び鹿屋市契約規則に基づき、適正に処理されたい。

(総務部 情報行政課)

(5) 旅費について

鹿屋市職員等の旅費に関する条例によると、フェリーに乗船したときの市外旅費については、路程に応じ旅客運賃等により支給するとされているが、旅客運賃に基づき支給していない状況が見受けられた。

鹿屋市職員等の旅費に関する条例に基づき、適正に処理されたい。

(保健福祉部 福祉政策課)

(6) 時間外勤務手当について

ア 鹿屋市職員の給与に関する条例によると、正規の時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、条例で定める割合を乗じて得た額を支給するとされているが、時間外勤務手当の支給誤りが見受けられた。

鹿屋市職員の給与に関する条例に基づき、適正に処理されたい。

(保健福祉部 福祉政策課、上下水道部 業務課)

イ 鹿屋市予算規則によると、歳出予算は、配当を受けなければこれを執行することができないとされているが、時間外勤務手当の予算執行可能額が不足しているにも関わらず、予算の追加配当を受けずに、時間外勤務を行っている状況が見受けられた。

鹿屋市予算規則に基づき、適正に処理されたい。

(総務部 情報行政課、市民生活部 市民課)

(7) 契約の履行の確保について

地方自治法及び鹿屋市契約規則によると、契約の適正な履行を確保するため、検査をしなければならないとされているが、ホームページリニューアルに係る業務委託契約において、完了検査後に、翻訳表示が一部誤っている状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市契約規則に基づき、適正に処理されたい。

(市長公室 政策推進課)

(8) 財産管理について

鹿屋市財産規則によると、法令又は契約等に基づき、その所管に属すべき債権が発生したときは、その内容を調査確認し、債権台帳を備えなければならないとされているが、空家対策事業において、特定空家の行政代執行費用に係る債権台帳が備えられていない状況が見受けられた。

鹿屋市財産規則に基づき、適正に処理されたい。

7 行政監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 文書処理について

鹿屋市文書規程によると、文書取扱者は、收受文書の配布を受けたときは、点検し、当該主管課の業務に関する文書であることを確かめた後、受付印を押印し、速やかに文書管理システムに登録するとともに、文書処理簿により処理し、課長の閲覧に供さなければならないとされているが、文書処理を適正に行っていない状況が見受けられた。

鹿屋市文書規程に基づき、適正に処理されたい。

(総務部 総務課、市民生活部 市民スポーツ課)

(2) 附属機関等について

ア 鹿屋市行政経営改革委員会設置要綱によると、委員は、市政について優れた見識を有する者及び公募に応じた者の内から市長が委嘱するとされているが、委員の委嘱をしていない状況が見受けられた。

鹿屋市行政経営改革委員会設置要綱に基づき、適正に処理されたい。

(総務部 総務課)

イ 鹿屋市市民活動支援事業選定委員会条例によると、委員は学識経験者、市民活動団体関係者、公募による者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱又は任命となっているが、公募をしていない状況が見受けられた。

鹿屋市市民活動支援事業選定委員会条例に基づき、適正に処理されたい。

(市長公室 地域活力推進課)

ウ 鹿屋市養護老人ホーム入所判定委員会条例によると、委員会の会議は会長が招集するとなっているが、市長が招集している状況が見受けられた。

鹿屋市養護老人ホーム入所判定委員会条例に基づき、適正に処理されたい。

(保健福祉部 高齢福祉課)

8 監査意見

財務監査において、改善を要する事項として挙げたものの他に、予算執行が遅れているものや補助金交付及び契約事務に係る事務処理が適正でないもの、市税等の過料の額が定められていないもの、業務委託業者の申請登録省略の理由が明確でないものなどが見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

財務事務の適正な処理については、これまで以上にチェック体制の強化、徹底を図られたい。

また、行政監査においては、職員の現金の取扱いについて確認したところ、多くの課等で所管事務に関連する団体の会計事務における現金の取扱いなどを通帳管理している状況が見受けられた。

このような公金以外の現金について、取扱要綱やマニュアルを定めている自治体もあることから、

適正な取扱いと会計事故の未然防止を図る観点から、統一的な事務取扱マニュアル等を整備されたい。

なお、これまで述べたことを踏まえ、行財政事務の執行にあたっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき職員責務の規定の遵守を徹底するなど、内部統制の充実を図り、事務処理の改善及び適正な執行に努められたい。